

平成23年11月22日
第2337号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（489・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（490・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（491・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定施術者の変更（492・福祉政策課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（493・河川砂防課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定（494・河川砂防課）…………… 5
- 道路区域の変更（495・鹿角地域振興局建設部）…………… 5

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 7

告 示

秋田県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
佐藤直志歯科医院	佐藤 直志	湯沢市材木町一丁目1-43	平成23年9月30日
早川クリニック	早川 和夫	由利本荘市花畑町一丁目116	平成23年10月1日
中仙薬局	有限会社こんの	大仙市長野字新山68-1	平成23年10月16日

秋田県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名 (業務の種類)	指定年月日
中央線診療所	医療法人明幸会	由利本荘市岩渕下39番地2	内科	平成23年9月1日
リリイ薬局大館店	株式会社仙台調剤	大館市清水一丁目3番37号アルティビル1階	調剤薬局	平成23年10月1日
由利調剤薬局南店	株式会社ファーマックス	由利本荘市一番堰145番地5	調剤薬局	平成23年10月1日

本荘久寿会ひまわりクリニック	社会福祉法人本荘久寿会	由利本荘市一番堰142-1	内科、循環器内科	平成23年10月1日
中仙薬局	有限会社こんの	大仙市長野字新山63-3	調剤薬局	平成23年10月17日

秋田県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
小松 勝美	大仙市刈和野字山北ノ沢21の73	(出張専業)	(出張専業)	あん摩マッサージ指圧	平成23年10月3日

秋田県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	施術所の名称	施術所の所在地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
小沼 幸一	おぬま整骨院	能代市字芝童森15-1	能代市字鳥小屋32-5	能代市字芝童森15-1	平成23年10月1日

秋田県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
横道1号	鹿角郡小坂町小坂字横道、上谷地及び丑森（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
細越	鹿角郡小坂町小坂字細越、坂ノ影及び堰口（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
横道3号	鹿角郡小坂町小坂字横道（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
横道2号	鹿角郡小坂町小坂字横道及び道合（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
八九郎東沢1	鹿角郡小坂町小坂字大石平（次の図のとおり）	土石流	
八九郎東沢2	鹿角郡小坂町小坂字大石平（次の図のとおり）	土石流	

角の沢	鹿角郡小坂町小坂字細越、堰口及び細前田（次の図のとおり）	土石流
細越沢	鹿角郡小坂町小坂字細越、堰口及び細前田（次の図のとおり）	土石流
古苦竹西沢	鹿角郡小坂町小坂字横道及び上谷地並びに同町小坂鉦山字苦竹（次の図のとおり）	土石流
若木立沢2	鹿角郡小坂町小坂字若木立（次の図のとおり）	土石流
若木立沢3	鹿角郡小坂町小坂字相内及び古遠部（次の図のとおり）	土石流
大森北の沢	鹿角郡小坂町小坂字相内（次の図のとおり）	土石流
大ノ森沢	鹿角郡小坂町小坂字大森平及び兎尻沢国有林（次の図のとおり）	土石流
冷川ノ沢	鹿角郡小坂町小坂字冷川（次の図のとおり）	土石流
余路米沢	鹿角郡小坂町小坂字余路米沢（次の図のとおり）	土石流
余路米沢2	鹿角郡小坂町小坂字余路米沢及び台作（次の図のとおり）	土石流
余路米沢3	鹿角郡小坂町小坂字余路米沢及び台作（次の図のとおり）	土石流
きんい沢	鹿角郡小坂町小坂字砂子沢及び村上（次の図のとおり）	土石流
砂子沢	鹿角郡小坂町小坂字砂子沢及び村上（次の図のとおり）	土石流
矢柄平沢	鹿角郡小坂町小坂字矢柄平（次の図のとおり）	土石流
一の渡沢	鹿角郡小坂町小坂字一ノ渡（次の図のとおり）	土石流
堀内南沢	鹿角郡小坂町小坂字堀内沢（次の図のとおり）	土石流
雪沢	大館市雪沢字大滝（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
独沢	大館市雪沢字大滝及び向台（次の図のとおり）	土石流
大滝沢	大館市雪沢字大滝（次の図のとおり）	土石流
吉田2号	北秋田市阿仁吉田字町頭及び上新堤（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉田	北秋田市阿仁吉田字町頭及び西前田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉田1号	北秋田市阿仁吉田字町頭及び家ノ上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉田3号	北秋田市阿仁吉田字町頭（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯口内	北秋田市阿仁水無字湯口内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
伏影	北秋田市阿仁伏影字下ノ沢、水上沢口、高畑及び梨木沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
根子	北秋田市阿仁根子字根子又、館下段及び庄司野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
段の沢	北秋田市阿仁笑内字金倉、笑内及び笑内下モ（次の図のとおり）	土石流
水神沢1	北秋田市阿仁伏影字水上沢口（次の図のとおり）	土石流
伏影沢	北秋田市阿仁伏影字水上沢口及び高畑（次の図のとおり）	土石流
後沢	北秋田市阿仁伏影字下ノ沢、水上沢口及び高畑（次の図のとおり）	土石流

水神沢2	北秋田市阿仁伏影字水上沢口、梨木沢及び大沢向（次の図のとおり）	土石流
孝子沢川	北秋田市阿仁根子字根子又、庄司野及び鬼館野（次の図のとおり）	土石流
鳥坂沢1	北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂（次の図のとおり）	土石流
鳥坂沢2	北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂（次の図のとおり）	土石流
中台団地	秋田市手形字オノ浜及び中台並びに同市新藤田字次郎沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
手形	秋田市手形字オノ浜及び中台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
百崎1号	秋田市上北手百崎字ニタ子沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
落合1号	秋田市上新城小又字落合及び高野屋（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片野1号	秋田市上新城中字片野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
堀川	秋田市飯島字堀川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
神田	秋田市外旭川字神田及び大堤（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越	秋田市柳田字鳥越（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
苗代沢1号	秋田市上北手猿田字苗代沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
石川	秋田市上北手百崎字石川及び同市上北手荒巻字荒巻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
落合3号	秋田市上新城小又字落合（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越沢	秋田市柳田字鳥越（次の図のとおり）	土石流
苗代坂沢2	秋田市上北手猿田字苗代沢（次の図のとおり）	土石流
荒巻沢1	秋田市上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川（次の図のとおり）	土石流
本木2号	横手市大森町八沢木字本木（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
八景田沢	横手市大森町八沢木字大日、中房、太田、八景田及び山ノ根（次の図のとおり）	土石流
東葛ヶ沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢及び初沢（次の図のとおり）	土石流
水上沢	横手市大森町八沢木字大日、葛ヶ沢、高宮、寺沢及び初沢（次の図のとおり）	土石流
ウバ沢	横手市大森町八沢木字白幡及び塚須沢（次の図のとおり）	土石流
塚須沢2	横手市大森町八沢木字白幡及び塚須沢（次の図のとおり）	土石流
北塚須沢	横手市大森町八沢木字白幡及び塚須沢（次の図のとおり）	土石流
中房沢2	横手市大森町上溝字寺内及び同町八沢木字中房（次の図のとおり）	土石流
船沢2	横手市大森町上溝字船沢及び山田（次の図のとおり）	土石流
船沢3	横手市大森町上溝字船沢（次の図のとおり）	土石流
下船沢	横手市大森町上溝字船沢（次の図のとおり）	土石流
船沢4	横手市大森町上溝字杉平及び船沢（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町に備え

置いて縦覧に供する。

秋田県告示第494号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若木立沢川	鹿角郡小坂町小坂字若木立及び新遠部沢国有林（次の図のとおり）	土石流
冷川ノ沢1	鹿角郡小坂町小坂字冷川（次の図のとおり）	土石流
湯の谷地沢	鹿角郡小坂町小坂字湯谷地及び渋沢出口（次の図のとおり）	土石流
小雪沢	大館市雪沢字大滝及び向台（次の図のとおり）	土石流
金倉沢川	北秋田市阿仁笑内字金倉及び戸屋長根（次の図のとおり）	土石流
ジデン川	北秋田市阿仁笑内字金倉、笑内及び笑内下モ（次の図のとおり）	土石流
オオフド川	北秋田市阿仁笑内字金倉、笑内及び笑内下モ（次の図のとおり）	土石流
笑内沢	北秋田市阿仁笑内字笑内及び笑内下モ（次の図のとおり）	土石流
根子沢	北秋田市阿仁根子字根子又、根烈及び上ノ野（次の図のとおり）	土石流
荒巻沢2	秋田市上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川（次の図のとおり）	土石流
葛沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢、神宮沢、高宮及び寺沢（次の図のとおり）	土石流
西葛ヶ沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢及び初沢（次の図のとおり）	土石流
船沢	横手市大森町上溝字船沢及び山田（次の図のとおり）	土石流
東本木沢	横手市大森町八沢木字本木及び樋下（次の図のとおり）	土石流
西本木沢	横手市大森町八沢木字本木及び樋下（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字田綱55番3から49番4まで	5.50～14.60	0.839
	新	十二所花輪大湯線	〃	10.60～24.40	0.839

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成23年11月22日から同年12月5日まで

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	由利本荘市三条字三条谷地35番3	宅地	243.00	2,920,000
		居宅	78.66	208,000
		車庫	13.77	131,000
2	秋田市將軍野南三丁目60番8	宅地	203.72	9,432,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	由利地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0184-22-5431） 〒015-8515 由利本荘市水林366番地	平成23年11月22日（火）から同年12月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
2	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成23年11月22日（火）から同年12月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	由利地域振興局庁舎第1会議室	平成23年12月21日（水）午前10時30分
2	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成23年12月22日（木）午前10時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
 (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

北秋田市木戸石字屋布岱44番地

小 田 慶 一

正 誤

ページ

行

誤

正

平成22年11月30日（号外第3号）公布の人事委員会規則7-62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（原稿誤り）

9 | 28 |) 前項中

|) 前項中

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号